

宍粟市議会議員政治倫理条例（逐条解説）

（目的）

第 1 条 この条例は、宍粟市議会基本条例（平成 23 年宍粟市条例第 20 号）第 18 条に基づき、宍粟市議会議員（以下「議員」という。）が市民の厳粛な負託を受けたものであることを深く認識し、その負託に全力で応えるため議員として人格と倫理の向上に努め、いやしきもその権限又は地位による影響力を不正に行使して自己又は特定の者の利益を図ることのないよう必要な措置を定めることにより、市政に対する市民の信頼に応えるとともに、市民が市政に対する正しい認識と自覚を持ち、もって公正で開かれた民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。

【解説】

議員の政治倫理について宍粟市議会基本条例第 18 条により別に定めることとされており、その基本事項を定めることにより、議員は政治倫理の確立に努めるとともに、市民の厳粛な信託に応え、民主的な市政の発展に寄与することを本条例の目的として定めています。

（議員及び市民等の責務）

第 2 条 議員は、市民の信頼に値する倫理性を自覚し、市民に対し自らすすんでその高潔性を明らかにしなければならない。

2 市民は、主権者として自らも市政を担い、公共の利益を実現する責任を有するという自覚を持ち、議員に対し、その権限又は地位による影響力を不正に行使させるような働きかけを行ってはならない。

3 事業者（経済活動を行っている個人、法人及び団体をいう。以下同じ。）は、自己又は特定の者の利益を図るために、議員に対し、次条に定める政治倫理基準に反することとなる行為を求めてはならない。

【解説】

○議員自らが、市民の厳粛な信託を受けた代表者であることを自覚し、政治倫理の向上に努めることを規定しています。

○市民や事業者についても、議員に対し政治倫理に反する行為をさせないように規定しています。

（政治倫理基準）

第3条 議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。

- （１）市民全体の代表者として品位と名誉を損なうような一切の行為を慎み、その責務に関して不正の疑惑をもたれるおそれのある行為をしないこと。
- （２）市民全体の奉仕者として常に人格と倫理の向上に努め、その地位を利用していかなる金品も授受しないこと。
- （３）市（市が設立した公社並びに市が資本金、基本金その他これに準ずるものを出資し、又は拠出している公益法人、株式会社及び有限会社を含む。第4条第1項及び第5条第1項において同じ。）が行う工事の請負契約、業務委託契約及び物品納入契約又はこれらの下請け工事（以下これらを「請負契約等」という。）並びに地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項に規定する指定管理の指定に関して特定の事業者を推薦、紹介する等有利な取り計らいをしないこと。
- （４）市職員の公正な職務の執行を妨げ、又はその職権若しくは地位を不正に行使するよう働きかけないこと。
- （５）市職員の採用、昇任、昇格又は異動に関して不当に関与しないこと。
- （６）政治活動に関して事業者及び各種団体から政治的又は道義的批判を受けるおそれのある寄附を受けないものとし、後援団体についても同様とする。

2 議員は、政治倫理基準に反する行為があるとの疑惑を持たれたときは、自ら潔い態度をもって疑惑の解明に当たるとともに、その責任を明らかにしなければならない。

【解説】

○議員が遵守すべき政治倫理基準の具体的項目を規定しています。

- ① 市民の代表としてその品格や名誉を害することや市民に不信を抱かれるような行為を禁じています。
- ② 議員の地位を利用した金品の授受を禁じています。
- ③ 市が行う公共工事や業務委託契約、指定管理等に関し、特定の事業者（個人、法人、団体）のために有利な取り計らいをしないことを定めています。有利な取り計らいとは、正当な競争を妨げる行為です。指定管理の公募で応募者がなく市長部局からの要請で業者を紹介する等の行為はこれに該当しません。
- ④ 議員が、市の職員の適正な職務執行を妨げたり、市の職員の権限や地位の影響力を不正に行使するよう働きかけたりすることを禁じています。
- ⑤ 議員が、市の職員（会計年度職員等を含む）の採用、人事に関し介入することを禁じています。
- ⑥ 議員は、道徳的批判を受ける恐れのある献金を受けないものとし、後援団体についても同様に取り扱わせるよう定めています。

○本条例の政治倫理基準等に違反する事実があるとの疑惑がもたれたときは、自らその疑惑を解明することを定めています。

（市に対する請負契約等に関する遵守事項）

第 4 条 法第 92 条の 2 の規定に基づき各会計年度において支払を受ける請負（同条に規定する請負をいう。）の対価の総額が地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 121 条の 2 に規定する額以下で市に対し当該請負をする者又はその支配人に該当する議員、議員が役員をし、又は実質的に経営に携わっている法人若しくは団体並びに議員の配偶者及び 1 親等の親族が経営する法人又は団体（以下次条第 1 項において「報告対象者」という。）は、法第 92 条の 2 の規定の趣旨を尊重し、市に対し請負契約等を締結するにあたり、市民に疑惑の念を生じさせることがあってはならない。

2 前項に規定する「実質的に経営に携わっている法人若しくは団体」とは、次に掲げるものをいう。

（１）議員が資本金その他これに準ずるものの三分の一以上を出資している法人又は団体

（２）議員が年間 300 万円以上の報酬（顧問料等その名目を問わない。）を受受している法人又は団体

（３）議員がその経営方針又は重要な取引に関与している法人又は団体

【解説】

○地方自治法第 92 条の 2 では、議員本人の政令で定める額以上の請負禁止を規定していますが、穴栗市議会では、議員が実質的に経営に携わっている法人若しくは団体のほか、配偶者や 1 親等の親族が経営する法人、団体も議員の影響力を不正に行行使する可能性を否定できないことから、一定範囲の親族（配偶者、父・母、子、配偶者の父・母、子の配偶者等）まで対象を広げ、市と市が設立した公社並びに市が資本金、基本金その他これに準ずるものを出資し、又は拠出している公益法人、株式会社及び有限会社を含む請負に関し、市民に疑念の念を生じさせることがないようにすることを規定しています。

○役員とは、地方自治法第 92 条の 2 に規定されている、法人の無限責任社員、取締役、執行役、監査役、支配人、清算人等と解されています。

○第 2 項に規定する各号のいずれかに該当する場合は、「実質的に経営に携わっている法人若しくは団体」とみなされます。

○請負契約等とは、第 3 条第 1 項第 3 号のとおり、工事請負だけでなく、委託契約、物品販売やそれらの下請け工事も含めたすべての契約です。ただし、請負に該当するか否かの判断にあたっては、営業性、継続性、反復性といった基本的な要件にもよります。

（請負状況等報告及び公表）

第5条 議員は、毎年6月1日から同月30日までの間に、当該6月30日の属する会計年度の前会計年度（議員である期間に限る。第1号オにおいて同じ。）における報告対象者の市に対する請負契約等（当該前会計年度において支払を受けたものに限る。）について、議長に対し、次に掲げる事項を報告しなければならない。

（1）請負契約等ごとに、それぞれ次に掲げる事項

ア 受注者及び発注者の名称

イ 請負の対象とする役務、物件等

ウ 契約締結日

エ 契約金額（契約金額が定められている請負に限る。）

オ 当該6月30日の属する会計年度の前会計年度において支払を受けた総額

（2）前号オに掲げる総額の合計額

2 議員は、前項の規定による報告を訂正する必要があるときは、議長に、当該訂正の内容を届け出なければならない。

3 議長は、第1項の規定による報告（前項の規定による訂正があった場合にあっては、当該訂正後の報告）の一覧を作成し、公表しなければならない。

【解説】

○本条は、令和4年度の地方自治法第92条の2の改正を受けた議員個人による請負の状況の透明性を確保するための取組として規定していますが、宍粟市議会では議員本人だけでなく、議員が役員をし、若しくは実質的に経営に携わっている法人、団体の他に議員の配偶者及び1親等が経営する法人、団体も対象として、前会計年度中における市（市が設立した公社、市が資本金、基本金その他これに準ずるものを出資し、又は拠出している公益法人、株式会社及び有限会社、下請け工事を含む）との請負の状況を議長に対し、報告しなければならないことを定めるものです。

○「支配人」とは、商法第20条に規定される支配人であり、登記された者になります。

○報告すべき議員は、前会計年度中に報告対象となる請負があったものであって、すべての議員ではありません。また、前会計年度において議員でない者や報告の時点で議員でない者は、報告の必要はありません。

○第1項は、前会計年度の出納閉鎖期間終了後である毎年6月1日から同月30日までの間に議長に対して、前会計年度において支払を受けた請負の状況を報告しなければならないことを規定しています。提出された請負状況等報告書は、市のホームページ等で公表します。

○第1号は、請負ごとに報告しなければならない事項を規定しています。

○アの「受注者」は、議員、議員が役員をする法人や配偶者及び1親等が役員をする法人、団体などで請け負った者になります。「発注者」は、市又は市が出資した法人、下請け工事の元請けなど請負を依頼した者になります。

○イの「請負の対象とする役務、物件等」は、どのような請負があったかの報告を求める

ものです。

○ウの「契約締結日」は、契約を特定するために締結日の報告を求めるものです。なお、変更契約があった場合や複数年契約、長期継続契約も考えられますが、その場合も当初の契約締結日を報告することになります。

○エの「契約金額」は、契約金額が定められている契約に限り報告を求めるものです。なお、単価契約の場合には、その旨を報告することになります。

○オの「当該6月30日の属する会計年度の前会計年度において支払を受けた総額」は、1つの契約でも複数回数の支払があることも想定されるため、請負ごとに、前会計年度において支払を受けた総額を報告することになります。

○第2号は、前号オに掲げる総額の合計額を報告することを規定しています。

○第2項は、議員は、前項の規定による報告を訂正する必要があるときは、訂正内容の届出が必要であることを規定しています。なお、訂正の期限については、定めていません。したがって、訂正が必要であるときは、前会計年度以前のものであっても訂正内容を届け出なければいけません。

○第3項は、議長は、請負の状況の報告の一覧を作成するとともに、公表しなければならないことを定めるものです。なお、第2項の規定による訂正があった場合にあっては、当該訂正後の報告についても同様に、一覧の作成及び公表をしなければいけません。

（報告等の保存及び閲覧）

第6条 前条の規定による報告及び訂正は、議長において、当該報告をすべき期限の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

2 何人も議長に対し、前項の規定により保存されている報告及び訂正の閲覧を請求することができる。

【解説】

○本条は、報告及び訂正の保存及び閲覧等について定めるものです。

○第1項は、第5条の規定による報告及び訂正の保存期間を報告すべき期限の翌日から起算して5年を経過する日までと規定するものです。

○第2項は、何人も、議長に対し、前項の規定により保存されている報告及び訂正の閲覧及び写しの交付が請求できることを規定するものです。

（兼業報告書の提出）

第 7 条 議員は、宍粟市契約規則（平成 17 年宍粟市規則第 41 号）第 5 条の規定による入札参加資格者名簿に登載されている事業者（個人を除く。この項において同じ。）の役員に就いている場合又は自身が個人事業主として当該名簿に登載されている場合には、報酬の有無を問わず、当該事業者等の名称及び住所並びに当該職名（当該事業者に出資しているときは当該事業者の全出資金等に占める出資の割合を含む。）を記載した兼業報告書を議員の任期開始の日から起算して 30 日以内に議長に提出しなければならない。ただし、任期途中において入札参加資格者名簿に登載された場合には、登載された日から起算して 30 日以内に議長へ兼業報告書を提出するものとする。

2 前項の規定により提出した兼業報告書の内容に変更がある場合（新たに該当事由が生じた場合を含む。）は、当該変更すべき事由が生じた日から 30 日以内に、兼業変更報告書を議長に提出しなければならない。

3 議長は、前 2 項の規定により提出された兼業報告書又は兼業変更報告書（以下「兼業報告書等」という。）を速やかに一般の閲覧に供しなければならない。

【解説】

○兼業報告書を提出することにより、あらかじめ議員の兼業の実態について明らかにします。

○兼業報告書の内容に変更があった場合は、その旨届け出ることにしています。「新たに該当事由が生じた場合」とは、既に入札参加資格者名簿に登載があり、兼業報告書を提出していた場合に、さらに追加で新たな事業者が登載された場合のことで、報告書を提出すべき事業者の登載がはじめての場合は 1 項の規定により提出しなければなりません。

○提出された兼業報告書等は公表します。提出された兼業報告書等は、市のホームページ等で公表します。

（市民等の調査請求権）

第 8 条 市民又は議員は、議員について次の各号に掲げる事由があるときは、市民にあっては、法第 18 条に定める選挙権を有する者 10 人以上の連署をもって、議員にあっては議員定数の 8 分の 1 以上の連署をもって、その代表者から、これを証する資料を添えて、議長に調査を請求することができる。

（1）第 3 条に定める政治倫理規準に違反する疑いがあるとき。

（2）第 4 条に定める遵守事項に違反する疑いがあるとき。

（3）前条に定める兼業報告書等に疑義があるとき。

【解説】

○市民は 10 人以上、議員は定数の 8 分の 1 以上で、①政治倫理基準に違反する疑いがあるとき、②市に対する請負に関する遵守事項に違反する疑いがあるとき、③兼業報告書等に疑義があるときは、疑惑を「証する資料」を添えて調査を請求することができます。「証

する」とは、違反があると疑うに足りる「疎明」をいい、違反を立証する「証明」である必要はありません。

※疎明とは、訴訟手続上、裁判官に一応確からしいという程度の心証を得させるための説明のことです。

○請求をすることができる市民とは、本市の選挙人名簿に記載されている人です。

（政治倫理審査会の設置等）

第9条 議長は、前条の規定による有効な調査の請求があったときは、これを審査するため、市議会に法第109条第1項に規定する特別委員会として宍粟市議会政治倫理審査会（以下「審査会」という。）を設置し、審査会に対し調査及び審査を求めるものとする。

2 審査会は、委員8人以内をもって組織し、当該委員は、議員のうちから議長が指名する。

【解説】

○議長は、調査請求を受けたときは、請求に不備がなければ調査請求に基づく政治倫理に関する事項の調査・審査を行う機関として政治倫理審査会を設置することを規定しています。

○委員の構成や選任については、特別委員会としての設置の方法によって行います。

（意見の聴取等）

第10条 審査会は、議長から調査及び審査の求めを受けた事項の調査のため必要があると認めたときは、審査の対象となった議員の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

2 審査会は、調査及び審査に当たって必要があると認めたときは、政治倫理の確立のための宍粟市長の資産等の公開に関する条例（平成17年宍粟市条例第227号）の規定を準用し、審査の対象となった議員に対し資産等報告書の提出を求めることができる。

【解説】

○審査会は、その職務を行うため必要なときは、関係する議員から事情を聴取し、資料を提出させるなど、必要な調査を行うことができます。

○議員には法律による資産公開報告書の提出義務はありませんが、必要があれば、市長の資産公開に関する条例の規定を準用し提出を求めることができます。

（議員の協力義務）

第11条 審査の対象となった議員は、審査会の要求があるときは、審査に必要な資料を提出し、又は会議に出席して意見を述べなければならない。

2 審査会は、審査の対象となった議員が資産等報告書等の提出の拒否又は遅延、虚偽の報告若しくは調査非協力等の事実があったときは、これを速やかに議長に報告し、議長はその報告内容を公表しなければならない。

【解説】

○審査会に調査に対する議員の協力義務について定めています。

○審査会の調査権は、警察や税務署のような強制力はなく、基本的には本人や関係者の協力を待つしかありませんが、虚偽の報告や調査非協力があったときはその旨を公表します。

（釈明機会の付与）

第12条 審査会は、審査の対象となった議員から審査会において釈明をしたい旨求められたときは、その機会を設けなければならない。

【解説】

○審査会は、審査の対象となった議員に釈明の機会を与えなければなりません。

（意見書の提出等）

第13条 審査会は、第9条の規定により議長から調査及び審査の求めを受けたときは、当該求めを受けた日から90日以内に調査及び審査結果について意見書を作成し、議長に提出しなければならない。

2 議長は、前項の規定により意見書が提出されたときは、速やかにその写しを、請求者に送付するとともに、一般の閲覧に供しなければならない。

【解説】

○審査会は、調査を求められた日から90日以内に意見書を文書で議長に提出し、議長は請求者に写しを送付するとともに、閲覧に供します。

○審査会の調査に対し虚偽の報告や調査非協力があったときは、意見書で公表します。

（収賄罪等宣告後における釈明）

第14条 議員が、刑法（明治40年法律第45号）第197条から第197条の4まで及び第198条に定める罪並びに公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律（平成12年法律第130号）に定める罪その他職務に関連する犯罪により有罪の宣告を受け、なお引き続きその職にとどまろうとするときは、議長が、市民に対する説明会を開かなければならない。この場合において、当該議員は、説明会に出席し、説明しなければならない。

2 前項の説明会において、市民は、当該議員に質問することができる。

3 第1項に定める説明会の開催の手続その他運営に関し必要な事項は、議会においてこれを定めるものとする。

【解説】

○職務関連犯罪による有罪判決の後、引き続きその職にとどまろうとする議員に対する市民への説明会の開催義務について規定しています。説明会の開催により、有罪判決を受けた議員が、自らその高潔性の実証と政治的責任を明らかにするとともに、その職にとどまろうとする根拠を市民の前で説明することにより、市民による直接的な監視と判断を行おうとするものです。

○説明会において、市民は、当該議員に質問をすることができます。

○説明会を開くときは、市のホームページ等で開催日時、場所等を広報します。

〔職務関連犯罪〕

●収賄関係犯罪 刑法第197条（収賄、受託収賄及び事前収賄）

刑法第197条の2（第三者供賄）

刑法第197条の3（加重収賄及び事後収賄）

刑法第197条の4（あつせん収賄）

刑法第198条（贈賄）

●公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律違反

●その他 ・公職選挙法・政治資金規正法違反

・地位影響力を利用した刑法に定める犯罪

（競売入札妨害罪、贈賄罪、背任罪、横領罪、脅迫罪等）

（収賄罪等確定後の措置）

第15条 議員が前条の有罪の宣告を受け、その刑が確定したときは、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第11条第1項の規定により失職する場合を除き、議会は、その品位と名誉を守り市民の信頼を回復するため、必要な措置を講ずるものとする。

【解説】

議員が、職務関連犯罪による有罪判決が確定した場合に、公職選挙法による失職をしないときや自ら辞職しないときは、議会はその品位と名誉を守り市民の信頼を回復するため

辞職勧告等の必要な措置を講ずると規定しています。

(委任)

第 16 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、別に定める。

【解説】

この条例の施行に関し必要となる事項は、別に定めることを規定しています。

※改正条例は令和6年6月24日に公布され、施行しています。

なお、第5条及び第6条の規定は、公布日以降の契約から適用し、令和7年度から公表となります。